

## 食育実践活動推進事業の運用について

制 定 平成22年4月1日 21消安第14497号

### 第1 実施要領との関係

本通知に関する事業は、食育推進事業実施要領（平成20年4月1日付け19消安第14410号。以下「要領」という。）第3に定める食育実践活動推進事業とする。

### 第2 事業の目標

食育実践活動推進事業（以下「本事業」という。）は、要領第2の目標を達成するため、次に掲げる目標値を指標として、その達成に向けて取り組むものである。

項 目	目 標 値 (平成22年度)
「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合	30%
市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合	60%

### 第3 事業の実施の手続

#### 1 事業実施計画の承認申請書の様式

要領第4の1の事業実施計画は、別記様式1により作成するものとする。

#### 2 事業実施計画の重要な変更

要領第4の2の重要な変更は、次に掲げるもののほか、食育推進事業費補助金交付要綱（平成20年4月1日付け19消安第14411号農林水産事務次官依命通知）別表の重要な変更の欄に掲げる変更とする。

事業の一部の委託又は委託先の変更（ただし、委託費が事業費の50%以下であり、かつ、100万円以下である場合を除く。）

#### 3 事業の実施状況等の報告

要領第7に基づく報告は、別記様式2により作成し、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定による実績報告書に添付して報告するものとする。

### 第4 事業の内容

本事業は、食育基本法（平成17年法律第63号）及び食育推進基本計画（平成18年3月食育推進会議決定）に基づき、「食」について自ら考え、判断できる力を育てる食育を推進するため、「日本型食生活」の実践を推進するものとし、民間の知恵や工夫を最大限に活かして、広域的、先進的であって、全国への波及効果が期待できる食育活動に対

して支援を行う。

## 1 事業の内容

### (1) 事業推進検討会の開催

事業実施主体は、事業の円滑かつ効率的な運営を図るため、食育実践活動推進事業検討会（以下「検討会」という。）を設置し、事業内容の（2）から（4）までに掲げる取組を総括するとともに、その内容について検討する。

### (2) 「食事バランスガイド」の活用等による「日本型食生活」の実践の推進

事業実施主体は、様々な関係者と連携し、「食事バランスガイド」の活用等による「日本型食生活」の実践を推進するための事業を実施する。

<取組例>

#### ①企業の健康管理・福利厚生部門等と連携した取組

- ・管理栄養士による食生活改善相談会の開催
- ・日本型食生活の実践を進めるための実践研修会・料理講習会の開催
- ・食事バランスガイドに基づいた社員食堂のメニュー開発、レシピ集の作成

#### ②学校関係者等と連携した取組

- ・農林漁業者、流通・加工業者等による出前授業・セミナーの開催
- ・日本型食生活の実践を進めるための料理講習会、産地見学・体験会の開催
- ・地域農畜水産物の学校給食・学生食堂への利用促進、地域産物情報の発信

#### ③外食企業、小売業者等と連携した取組

- ・小売店舗等を活用した食育ミニセミナーの開催
- ・小売店舗等を活用した料理講習会の開催、加工場等の見学・体験会の開催

#### ④「食」に関わる関係者と連携した取組

- ・食品、食文化への理解度の促進を図るための情報発信
- ・食品廃棄、食べ残しを減らすためのセミナーの開催

### (3) 効果測定の実施

事業実施主体は、（2）の実施に当たって、アンケート等により事業の効果を測定する。その際、「食事バランスガイド」に関する理解度及び実践度等に関する測定は必須とする。

また、可能な限り事後（数ヶ月後）に同様のアンケート等を行い事後の効果を測定する。

### (4) 事業の実績報告

事業実施主体は、本事業における取組内容及び事業効果について取りまとめ、公表する。

## 2 事業執行上の留意点

事業の執行に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

### (1) 検討会の委員の構成

検討会は、本事業の円滑かつ効率的な運営を図るため、事業の関係者及び事業の実施に当たり知見を有する者を委員として構成する。

また、必要に応じて作業部会等を設置できる。

## (2) 関係者との連携

事業実施主体は、本事業の円滑かつ効率的な運営を図るため、事業の関係者と緊密に連携を図るものとする。

## (3) 情報発信における内容の確認体制

事業実施主体は、「食事バランスガイド」等を含む食生活について情報発信を行う場合、情報の正確性等を専門的な知見を有する者が確認する体制を整備するものとする。

## 第5 事業実施主体

### 1 事業実施主体の選定

事業実施主体は、農林水産省消費・安全局長（以下、「消費・安全局長」という。）が別に定める公募要領に基づき選定するものとする。

### 2 事業の委託

(1) 事業実施主体は、他の者に委託することが必要かつ合理的・効果的な事業に限り、消費・安全局長の承認を得て、事業の一部を他の者に委託して行わせることができる。

なお、委託費が事業費の50%以下であり、かつ、100万円以下である場合は、消費・安全局長の承認を要しないものとする。

(2) (1)により、事業の一部を他の者と委託契約を行った事業実施主体は、消費・安全局長に対し、委託契約書の写しを速やかに提出するものとする。

## 第6 事業の実施状況等の公表

本事業の実施状況、評価及び検証の結果については、インターネット等を活用して公表するものとする。

## 第7 収益納付

1 事業実施主体は、本事業に係る知的財産権の譲渡又は実施権の設定（以下「知的財産権の譲渡等」という。）により収益が生じた場合には、別記様式3により、知的財産権の譲渡等による年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して5年間、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに消費・安全局長に報告するものとする。

なお、消費・安全局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

2 消費・安全局長は、1の報告書に基づき、事業実施主体が相当の収益を得たと認めた場合には、会計年度の知的財産権の譲渡等による収益額に、当該知的財産権の取得に係る事業の実施に要する経費として交付された補助金額の総額を当該事業に関連して支出された費用総額で除して得た値を乗じて得た額の金銭について、事業実施主体に納付を命ずるものとする。

3 収益を納付すべき期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とする。  
ただし、納付を命ずることができる額の合計額は、当該知的財産権の取得に係る事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。

なお、消費・安全局長は、特に必要と認める場合にあっては、納付を求める期間を延長することができるものとする。

別記様式1（第3の1の関係）

番 号  
年月日

農林水産省消費・安全局長 殿

所在地  
団体名  
代表者 氏 名 印

平成 年度食育実践活動推進事業実施計画の（変更）承認申請について

食育推進事業実施要領（平成20年4月1日付け19消安第14410号農林水産事務次官依命通知）第4の1に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

- （注） 1 関係書類として、別添食育推進事業実施計画書を添付すること。
- 2 変更の場合には、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、食育推進事業実施計画の承認通知があった事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。なお、新規の取組の追加に伴う変更の場合には、二段書きせず追加取組に下線を引くこと（事業費、負担区分額を除く）。
- ただし、事業内容のうち当該変更の対象外になるものについては省略する。

(別添)

食育推進事業実施計画書  
(食育実践活動推進事業)

平成 年 月 日

事業実施主体名

第1 総括表

区 分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		国庫補助金	事業実施主体		
食育実践活動推進事業	千円	千円	千円	(1)委託先 (2)委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合 計					

(注) 委託先と委託契約を行った場合は、速やかに委託契約書の写しを提出すること。

第2 事業の概要 (目的及び効果を含む)

第3 事業の目標

(注) 目的の達成度を判断するための数値目標を設定すること。

#### 第4 事業の内容

##### 1 事業推進検討会の設置

###### (1) 委員の構成

開催時期	開催場所	検討内容	備考

(注) 作業部会を設置する場合は、当該様式に準じて別に作成すること。複数回開催する場合は、作業部会の種類ごとに開催時期、開催場所、検討内容を記載すること。

##### 2 「食事バランスガイド」の活用等による「日本型食生活」の実践の推進

###### (1) 事業を実施する関係者との連携のあり方

--

(注) 事業の関係者とどのように連携して事業を実施するのかを記述するとともに、連携する組織名等を記述すること。

###### (2) 事業の概要

事業項目	訴求対象、目的及び事業内容	実施時期、回数	実施場所、対象者数	備考
1				
2				

(注1) 事業を項目ごとに整理して記述すること。また、1つの項目の中で複数の取り組みを行う場合は、1の下に(1)(2)等の小項目に区分して記述すること。

(注2) 研修会、体験活動等を開催する場合には、その内容及び使用する資材の内容を備考欄に記述すること。

(注3) 研修会、体験活動等に使用する資材等を作成する場合には、作成部数及びその根拠を備考欄に記述すること。

(注4) 事業の内容に応じて事業の詳細が分かるよう備考欄に記述すること。

### 3 効果の測定方針

測定方法	
測定内容	
備考	

(注) 具体的な測定手法及び内容について、2の(2)の事業項目ごとに記載すること。

### 4 事業の実績報告の方法

主な配布先	配布部数	主 な 内 容	備考

(注) 主な内容の欄は、実績報告書に掲載する項目や概要を簡潔に記載すること。

### 5 事業の委託

委託する事業の内容及びそれに要する経費	
委託する団体名	
委託する理由	

6 団体の分担する事業の内容（提案者が任意団体の場合）

団 体 名	分担する事業の内容

7 経費の内訳

補助金総額： 千円			
経費の項目	事業費(千円)	うち国費(千円)	備 考
1 事業推進検討会			
2 「食事バランスガイド」の活用等による「日本型食生活」の実践の推進			
(1)			
(2)			
(3)			
3 効果測定の実施			
4 事業の実績報告			
合 計			

(注1) 事業の項目ごとに記載すること。

(注2) 任意団体において、構成する団体が分担して事業を実施する場合には必要に応じて構成団体ごとの内訳を添付すること。

別記様式2（第3の3の関係）

食育推進事業実施報告書  
(食育実践活動推進事業)

平成 年 月 日  
事業実施主体名

第1 総括表

区 分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		国庫補助金	事業実施主体		
食育実践活動推進事業	千円	千円	千円	(1)委託先 (2)委託した事業の内容及びそれに要する経費	
合 計					

(注) 委託先と委託契約を行った場合は、委託契約書の写しを添付すること。

第2 事業の概要（目的及び効果を含む）

第3 事業の目標及び達成状況

(注) 目的の達成度を判断するための数値目標に対する達成状況を記述すること。

#### 第4 事業の実績

##### 1 事業推進検討会の設置

###### (1) 委員の構成

開催時期	開催場所	検討内容	備考

(注) 作業部会を設置する場合は、当該様式に準じて別に作成すること。複数回開催する場合は、作業部会の種類ごとに開催時期、開催場所、検討内容を記載すること。

##### 2 「食事バランスガイド」の活用等による「日本型食生活」の実践の推進

###### (1) 事業を実施する関係者との連携のあり方

--

(注) 事業の関係者とどのように連携して事業を実施したのかを記述するとともに、連携した組織名等を記述すること。

###### (2) 事業の概要

事業項目	訴求対象、目的及び事業内容	実施時期、回数	実施場所、対象者数	備考
1				
2				

(注1) 事業を項目ごとに整理して記述すること。また、1つの項目の中で複数の取り組みを行った場合は、1の下に(1)(2)等の小項目に区分して記述すること。

(注2) 研修会、体験活動等を開催した場合には、その内容及び使用する資材の内容を備考欄に記述すること。

(注3) 研修会、体験活動等に使用する資材等を作成した場合には、作成部数及びその根拠を備考欄に記述すること。

(注4) 事業の内容に応じて事業の詳細が分かるよう備考欄に記述すること。

### 3 効果の測定結果

測定方法	
測定内容及び結果	
備考	

(注) 具体的な測定手法、内容及び結果について、2の(2)の事業項目ごとに記載すること。

### 4 事業の実績報告の方法

主な配布先	配布部数	主 な 内 容	備考

(注) 主な内容の欄は、実績報告書に掲載した項目や概要を簡潔に記載すること。

### 5 事業の委託

委託する事業の内容及びそれに要した経費	
委託した団体名	
委託した理由	

6 団体の分担した事業の内容（提案者が任意団体の場合）

団 体 名	分担した事業の内容

7 経費の内訳

補助金総額： 千円			
経費の項目	事業費(千円)	うち国費(千円)	備 考
1 事業推進検討会			
2 「食事バランスガイド」の活用等による「日本型食生活」の実践の推進			
(1)			
(2)			
(3)			
3 効果測定の実施			
4 事業の実績報告			
合 計			

(注1) 事業の項目ごとに記載すること。

(注2) 任意団体において、構成する団体が分担して事業を実施した場合には必要に応じて構成団体ごとの内訳を添付すること。

別記様式3（第7の1関係）

平成 年度食育推進事業（食育実践活動推進事業）収益状況報告書

番 号  
年 月 日

農林水産省消費・安全局長 殿

所在地  
団体名  
代表者 氏 名 印

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知があった食育推進事業（食育実践活動推進事業）に関する平成 年度の収益の状況について、「食育実践活動推進事業の運用について」第7の1の規定に基づき、別添のとおり報告します。

(別添)

- 1 事業の内容
- 2 本事業に係る知的財産権の譲渡又は実施権の設定による収益  
項目名 ( ) 円
- 3 当該知的財産権の取得に係る事業に支出された費用総額  
円
- 4 当該知的財産権の取得に係る事業の補助金の確定額  
年 月 日付け 第 号確定 円
- 5 補助金が当該知的財産権の取得に利用された割合  
%

(算定根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。